

# 臨床研修医募集定員の決定方法について

【平成31年度に研修を開始する研修医から適用】

300709

## □ 厚労省からの通知事項

### 【大阪府の上限数設定】

#### ・ 上限数の削減

平成30年度から研修を開始する研修医の大阪府内病院の募集定員合計：642人《▲18人》

⇒ 平成31年度から研修を開始する研修医の大阪府内病院の募集定員上限（案）：654人《+12人》

#### ・ 都道府県調整枠

厚労省が設定する『大阪府の仮上限で按分した募集定員（538人）』と

『大阪府の上限数（654人）』との差分（116人）は、大阪府による調整が可能

※実質的には大阪府全体の募集定員は増加《+12人》

### 【各都道府県募集定員の上限算出方法の見直し】

#### ・ 募集定員の倍率

1.14倍 ⇒ 1.12倍

#### ・ 上限の算出方法

30年度向けに都道府県が配りきれなかった上限と募集定員との差（515人）を加えて算出

# □ 大阪府の募集定員設定方法

## 【算定の考え方】

- ① 大阪府ベース値（厚労省の募集定員設定方法に準拠）
- ② 最終配分調整 6名（『大阪府ベース値の府内病院合計』648名と『大阪府の上限数』654名の差は、大阪府医療対策協議会において協議を行い配分先を調整）

⇒大阪府医療対策協議会において最終配分調整の協議を行う。

## 【大阪府激変緩和措置】

- ・前年度の募集定員からの増減は±1人以内
- ・2年連続の増減はしない
- ・大阪府の上限数が前年度より増加する場合は、前年度マッチング実績を保障

## 【最終配分調整】

- 大阪府上限と大阪府ベース値に差が生じた場合、配分を希望する病院から提出された調査票を基に配分
- ・調査票の評点の高い病院から順に配分することとする。
  - ・同一評点の配分対象の病院が複数ある場合、2年連続の配分は行わない。

# 各研修病院の募集定員設定方法

## 厚生労働省

## 大阪府ベース値の作成

## 最終配分調整

実績等を反映

国が定める配分方法

国に準拠する按分方法

前年度±1以内  
小産プログラム加算

2年連続増減なし  
マッチング実績保障

本年度:6名

前年度  
募集定員

希望できる上限値

国が持つ定数を分配

府が持つ定数を分配

激変緩和措置①

激変緩和措置②

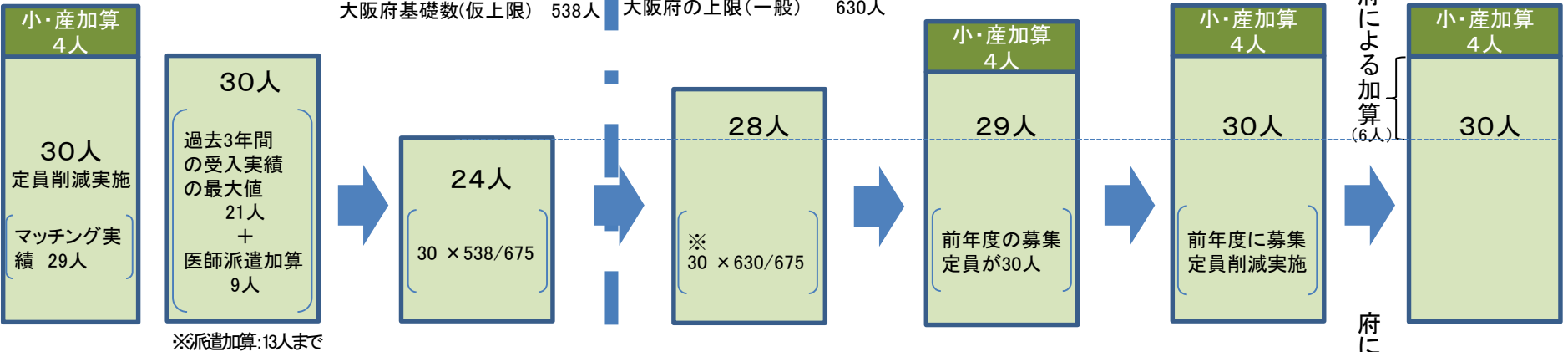
端数を別途配分

### (例1)大学病院

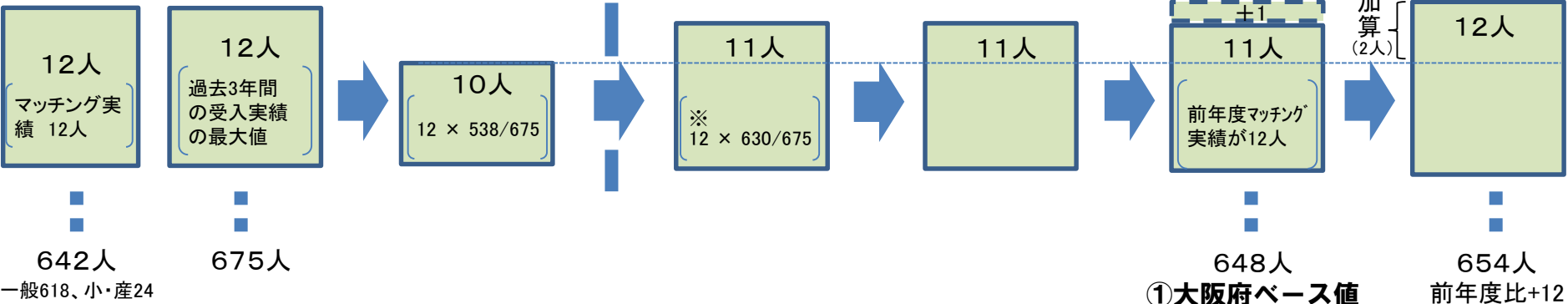
希望できる定員の上限 675人  
大阪府基礎数(仮上限) 538人

希望できる定員の上限 675人  
大阪府の上限(一般) 630人

※小・産加算(24人)を除く



### (例2)大学病院以外



【大阪府激変緩和措置】前年度募集定員からの増減は±1人以内とする。

2年連続の増減はしない。

大阪府の上限数が前年度より増加する場合は、前年度マッチング実績を保障

【小児科・産科プログラム特例加算】:前年度に当該加算を受けている病院のプログラムを継続

【最終配分調整】①大阪府ベース値と大阪府上限の差を調整する。

⇒調整方法:大阪府医療対策協議会における協議(マッチング実績・指導体制・研修環境などを評価)をふまえ、調整を実施。

## □ 今後のスケジュール

- 5月 8日 大阪府による『臨床研修医募集定員の決定方法に関する説明会』
  - ・大阪府定員調整スキームの説明
  - ・定員調整の希望調査事前検討開始の依頼
  
- 6月 7日 厚労省 ⇒ 平成31年度研修 募集定員の情報提供（都道府県・各臨床研修病院）
  
- 6月13日 大阪府 ⇒ 各病院へ募集定員（大阪府ベース値）の情報提供  
増減員希望の有無・臨床研修プログラム等調査票の回答を依頼
  
- 6月21日 増減員希望の有無・臨床研修プログラム等調査票の提出締切
  
- 7月 9日 大阪府医療対策協議会
  - ・最終配分調整
  
- 7月10日 大阪府 ⇒ 増減員を希望した病院へ定員調整結果の通知  
⇒ 厚労省へ調整後の各病院定員の通知
  
- 7月下旬 厚労省 ⇒ 平成31年度研修 募集定員の決定通知（都道府県・各臨床研修病院）